

○除籍及び復籍に関する手続き基準

(趣旨)

第1条 この手続き基準は、愛知淑徳大学学則第46条及び愛知淑徳大学大学院学則第43条の規定に基づく除籍及び復籍に関し、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の日付)

第2条 除籍の日付は、既納の学納金の有効期間内で、原則として学納金の支払のあった学期の最終日とし、当該学部教授会又は研究科委員会で議決を行う。ただし、当該年度の入学手続き完了者で、学期始めに学生証を受領せず、学生個票未提出及び未履修登録の者が、学則第46条第5号又は大学院学則第43条第4号により除籍された場合の日付は、4月入学者は当該年度の4月30日又は10月入学者は当該年度の10月31日とし当該学部教授会又は研究科委員会で議決を行う。

(復籍)

第3条 学則第46条第2号及び大学院学則第43条第3号により除籍された者が復籍を希望するときは、本学の指定する期日までに滞納された学納金を納付し、復籍願を学生事務室又は教学事務室に提出して、当該学部教授会又は研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(復籍の手続き)

第4条 復籍を希望する者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、当該学部長又は研究科長を経て、学長に願い出るものとする。

(出願期間)

第5条 復籍の出願期間は、除籍された日の翌日から1年以内とする。

(復籍日)

第6条 復籍の日は、除籍された日の翌日とする。

(学納金有効期間)

第7条 前期学納金の有効期間は、4月1日から9月30日まで、後期学納金の有効期間は、10月1日から翌年3月31日までとする。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この手続き基準は、平成15年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 この基準施行の際に半期以上の学納金の滞納をし、この基準施行日前に遡及し除籍処分を受けた者の復籍出願期間については、第5条中「除籍された日」を「平成15年3月31日」と読み替えて適用する。

附 則

この手続き基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この手続き基準は、平成27年4月1日から施行する。